所有不動産の登記移転等に係る公告 申請書提出時チェックリスト

自治会名:

項番	<u>書類名</u>	確認事項		<u>チェ</u> <u>(該当しない</u>	吹田市 チェック欄 〇」「×」で ック 事業の項目は斜)
1	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書				
2 (1)	所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書				
2 (2)	保有資産目録又は保有予定資産目録等				
2 (3)	申請者が代表者であることを証する書類				
2 (4)	地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料				
ア	認可地縁団体が所有している不動産であること	対象となる不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の 料や所有に係る事実が記載された事業報告書等)総会資		
7	認可地縁団体が、10年 以上所有の意思をもって 平穏かつ公然と占有して いること	10年以上前の「公共料金の支払領収書」、「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」、「旧土地台帳の写し」、「固定資産税の納税証明書」又は「固定資産課税台帳の記載事項証明書」	い ず れ か		
		(上記資料の入手が困難な時) その理由書と合わせて、隣地の所有権登記名義人や地域事情の精通者による証言書面等			
ウ	表題部所有者又は登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること	登記名義人が構成員であったことが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」	いずれか		
		登記名義人が構成員であったことが確認できる「墓地の使用者名 簿」(対象となる不動産が墓地である場合)			
		(上記資料の入手が困難な時) その理由書と合わせて地域事情の精通者による証言書面等			
Ι	登記名義人又は相続人の全て又は一部の所在が不明であること	登記名義人又はその相続人の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明する書面	いず れか		
		登記名義人又は相続人の住所に宛てた配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面			
		地域事情の精通者が、登記名義人又はその相続人の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面			
		所在の判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことへの同意の確認(1人でも登記関係者の異議があれば、手続きができなくなるので同意を得ておくことが望ましいです。)	できれば		
	その他連絡事項				